



桜木だより

千葉市立桜木小学校

運動会の実施について

校長

花の盛りも去り、木々の新緑が目にまぶしい季節となってまいりました。

4月27日(木)には、1年生を迎える会が計画委員を中心として、実施されました。2年生から6年生は、学年ごとに温かな歓迎の気持ちを伝えることができました。1年生は感謝の気持ちを込めて、校歌を覚えて立派に歌うことができました。早いもので、令和5年度を迎えて、1か月が経とうとしておりますが、短い中でもそれぞれの学年の子どもたちの成長が感じられ、とてもうれしく思いました。

さて、4月26日(水)の学習参観、学級懇談会にはお忙しい中、保護者の皆様にお出でいただき、 ありがとうございました。学習参観では、入学・進級後に新しい友達や担任とともに、意欲的に学習 に取り組む姿を見ていただけたのではないかと思います。また、懇談会では学級担任から学級の経営 方針や学級の様子をお知らせするとともにお子さんのご家庭での様子を聞かせていただくなど、有 益な情報共有ができました。

5月20日(土)には運動会を予定しております。昨年度までは、運動発表会として、学年ごとに体育学習の成果を発表しました。運動会としては、3年ぶりの開催となりますが、感染症対策として密になることを避けるとともに、熱中症の防止のため、長時間、屋外で過ごすこととならないよう、開閉会式はビデオ放送、そして、種目数をしぼり上学年と下学年に分かれての競技の実施といたします。今年度は、アフターコロナとして、以前のように様々な行事を行って参りますが、今後も子どもたちの健康や安全を第一に考慮した実施となりますこと、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。5月に入りますと、すぐに、屋外で活動する時間が増えますが、熱中症対策やけがの予防を第一に考えて取り組んで参ります。保護者の皆様には、水筒や汗拭きタオルの準備等、お忙しいところですがご協力をお願いいたします。



~生命(いのち)を守る安全教育月間について~

千葉市では子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないための教育や啓発の 充実を進めています。今年も4月を「生命(いのち)の安全教育月間として、子どもたちに 生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重し大事にすること等を伝えました。 今後も折を見て、生命(いのち)を守る教育について取り組んでいきます。

\$ SECOTE FREE \$

【5月】

1日(月)	地域訪問 特別日課	19日(金)	運動会前日準備 特別日課
	1·4年交通安全教室	20日(土)	運動会
2日(火)	特別日課	21日(日)	運動会予備日
8日(月)	3年、6年3組・おおぞら女子内科検診	22日(月)	振替休業
12日(金)	2・4年・おおぞら歯科検診 特別日課	23日(火)	5・6年・おおぞら男子内科検診
	6年運動会係打合せ	26日(金)	方面別集団下校 特別日課
15日(月)	委員会活動	30日(火)	4年、6年4組女子内科検診
16日(火)	特別日課	31日(水)	5年・おおぞら口腔衛生指導

◆初めての給食「おいしいね」、避難訓練「安全に避難できたよ」

入学式を終え、1年生も学校生活に徐々に慣れてきた様子が見受けられるようになりました。そのような中、17日(月)、期待に胸を膨らませて1年生が初めての給食を楽しみました。緊張した表情で配膳をしていましたが、食べ始めるとたくさんの笑顔が教室にあふれていました。

また、新しい教室からの避難経路を確認するため、21日(金)に避難 訓練を実施しました。落ち着いた様子でしっかりと訓練に取り組むこと ができました。



お知らせとお願い



●学校・家庭連絡システム(すぐーる)登録のお願い

学校・家庭間連絡システム「すぐーる」を運用しています。4月25日現在で678名の方が登録済となっています。<u>連絡体制を早期に確立するため、早めの登録をお願いします。</u>

また、欠席の連絡については朝8:00までに入力いただき、それ以降は電話での連絡をお願いします。

●スクールカウンセラーの勤務について

今年度もスクールカウンセラーとして富塚すみれが本校に配属となりました。勤務日と勤務時間は、原則**毎週火曜日の午前10時から午後3時まで**となります。

スクールカウンセラーの利用をご希望の方は、教頭または担任までご相談ください。

●桜木わくわく広場の指導者の募集について

今年度も桜木わくわく広場の実施を予定しています。例年、たくさんの応募がありますが、受け入れ可能な人数に制限があるため、活動プログラムを増やして対応したいと考えております。

<u>「こんな活動なら指導に協力できる」という方を募集</u>しています。ご協力いただける方は、教頭(231-2101)までご連絡ください。

●学校における合理的配慮の提供について

平成28年度4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮を求める場合には、学校(学級担任)に申し出ください。

●死角点検の実施について

千葉市では、校内における性暴力の防止のため、校内の死角点検を実施しています。死角点検では、空き教室や校舎内の「入りやすく見えにくい」ところを確認し、改善を図っています。